

IOSCO のマルチ MOU（多国間情報交換枠組み）について

平成20年5月7日

大橋 善晃

（日本証券経済研究所）

IOSCO のマルチ MOU (多国間情報交換枠組み) について (要旨)

金融庁は、本年 2 月 5 日、証券監督者国際機構 (IOSCO) が策定した多国間情報交換の枠組みである「各国証券監督当局間の協議・協力および情報交換に関する多国間覚書」(マルチ MOU) の署名当局となることについて、IOSCO の承認を受けた。これによって、金融庁は、今後、世界中の証券監督当局との間で、監督・エンフォースメント上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となり、国際協力の下で、クロスボーダー化する証券市場の公正性等を確保していくこととなる。

マルチ MOU は 2002 年に合意されているので、金融庁が署名当局となるまでにすでに 6 年が経過していることになる。その意味で新鮮味にはやや欠けるが、せっかくの機会なので、今回は、IOSCO の重点課題と位置づけられているこのマルチ MOU をテーマとして取り上げ、その内容を紹介することにしたい。

IOSCO のマルチ MOU（多国間情報交換枠組み）について

(財) 日本証券経済研究所
専門調査員 大橋 善晃

1. はじめに

本年 2 月 12 日付けの報道発表資料で、金融庁は、証券監督者国際機構（IOSCO）が策定した多国間情報交換の枠組みである「各国証券監督当局間の協議・協力および情報交換に関する多国間覚書」¹（以下「マルチ MOU」）の署名当局となることについて、2 月 5 日に IOSCO から承認されたと発表した。マルチ MOU の署名当局となることによって、金融庁は、「今後、世界中の証券監督当局との間で、監督・エンフォースメント上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となり、国際協力の下で、クロスボーダー化する証券市場の公正性等を確保していく」²こととなる。

マルチ MOU は、2002 年に合意されたものであり、金融庁が署名当局となるまでに、すでに 44 の当局がマルチ MOU の署名当局になっていたことを考えれば、わが国の対応は「遅ればせながら」という印象がなくはない。その意味で新鮮味にはやや欠けるが、せっかくの機会でもあり、今回は、このマルチ MOU をテーマとして取り上げ、これが IOSCO の重点課題として位置づけられた背景や経過を概説した上で、その内容について紹介することとしたい。

2. 規制における協調のための原則（IOSCO 原則）

1998 年 9 月にナイロビで開催された年次総会において採択された「証券規制の目的と原則」³（以下「IOSCO 原則」）は、IOSCO 設立以来「最も重要な文書のひとつ」であるとされている。IOSCO 原則の採択以前においても、IOSCO は、さまざまな証券規制上の問題や課題について、報告書やメンバーによる決議書という形で対応してきたのであるが、この時期に改めて、証券業界に対する高度な規制基準の確立と維持にコミットメントを表明した背景には、金融市場の国際化と統合の進展があった。

すなわち、IOSCO によれば、金融市場の国際化と統合の進展は、証券市場規制に対する重要な挑戦をもたらす。同時に、市場、とりわけ近年急速に拡大している新興市場のいくつかは、クロスボーダーおよびクロスアセットの相互作用をもたらす易く、また、他のいくつかは、経済の大変動のあと、あるいは、大きな不確実性の時期において、短期的な変動の影響を受けやすい。したがって、監督当局が、公正で効率的で透明な市場を確保しよ

¹ Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information, International Organization of Securities Commissions, May 2002.

² 金融庁報道発表資料「IOSCO・マルチ MOU（多国間情報交換枠組み）への署名について」平成 20 年 2 月 12 日。

³ Objectives and Principles of Securities Regulation, International Organization of Securities Commissions, September 1998.（2008 年 2 月改定）

うとするならば、クロスボーダー行動の本質を見極めるポジションに位置しなければならない。さらに、グローバル市場の拡大は、監督者の相互依存の高まりをもたらす。監督者の間には強い繋がりがあり、その繋がりをもっと効果的なものにするための能力も持ち合わせているはずである。監督者はお互いに信頼しあうことが必要である。このような連携と信頼の確立は、共通の指導原理の確立や規制目的の共有化によって支援されることになる。IOSCO が IOSCO 原則を採択した背景には、このような IOSCO の認識があった。

こうした認識の上に立って、IOSCO は、「証券規制の目的と原則」の中に「規制における協調のための原則」として次の三つの原則を掲げた。

- ◆ 監督当局は、国内および海外の相手方と公式情報、非公式情報を交換する権限を持たなければならない。
- ◆ 監督当局は、いつ、いかにして国内および海外の相手方と公式・非公式情報を交換するのかという情報交換の仕組みを構築しなければならない。
- ◆ 規制システムは、監督当局の機能の履行や権限の行使にあたって照会を必要としている海外の監督当局に対して、支援の提供を可能とするものでなければならない。

IOSCO 原則は、IOSCO ミッションのいわば心臓部であり、原則が採択された後、IOSCO は、その実施に対するコミットメントを堅持し続けている。マルチ MOU による情報交換の枠組み作りはその一環として位置づけられるものである。

3. マルチ MOU による情報交換の強化

2003 年にソウルで開かれた年次総会において、IOSCO は、証券監督当局間のグローバルな情報交換に関する初めての取り決めとなるマルチ MOU を中心テーマとして取り上げ、これが、国際協力のベンチマークとなりうるものであり、証券およびデリバティブに係わる違反と戦う上で極めて有力な武器になることを力説した。

マルチ MOU は、2002 年初めにはすでに合意されていたのであるが、IOSCO がこの総会において改めてこれを中心テーマとして取り上げたのは、この取り決めが、過去 1 年にわたって、世界の証券監督当局が他の加盟国・地域の当局と協力してその執行に係わる情報を交換するという能力を高める上で、極めて大きな役割を果たすことが明らかになったためだとされている⁴。

それ以前においても、多くの証券当局が国境を超えた証券不正の調査について互いに協力するために、独自に二国間協定を結んできたが、マルチ MOU は、証券監督当局が他の監督当局との間で、多国間覚書という形で、対等に、執行のための調査に係わる情報交換に同意するための初めての取り決めとなった。それは、国境を超えた証券・デリバティブに係わる法律違反を調査するために必要不可欠な情報の交換について規定しており、また、

⁴ IOSCO Press Release, "IOSCO Strengthens International Cooperation to Fight Illegal Securities and Derivatives Activities", 16 October 2003.

証券・デリバティブに係わる法律を遵守させるために、証券監督当局がその情報を利用することを可能としている。

マルチ MOU の署名当局となるためには、署名申請者はマルチ MOU に掲げられた通りのことを実行する能力を持っていることを証明しなければならない。そのために、署名申請者は、厳しい審査を受ける必要がある。署名当局となるための要件を満たさない IOSCO メンバーは、署名メンバーとなることは出来ないが、署名メンバーになることについて、あらかじめ具体的なコミットメントを表明することは可能である。さらに、署名当局によるマルチ MOU の遵守状況をモニターするために、全ての署名当局で構成されるモニタリング・グループも設置されている⁵。

4. マルチ MOU の概要

IOSCO は、マルチ MOU を「規制上の協調および効率的なクロスボーダー施行という分野における IOSCO の最も優れた貢献のひとつ」と位置づけていた⁶ものの、IOSCO メンバーによるマルチ MOU への署名は、厳しい審査が要請されることもあって、2005 年初旬には 27 の加盟国・機関にとどまっていた。そうした状況を踏まえて、IOSCO は、2005 年 4 月に開催されたスリランカ総会において、全メンバーによる署名を目指したタイムテーブルを提示し、まだ署名を終えていないメンバーは、2010 年 1 月 1 日までに署名申請を行い、署名者として承認を受けるよう要請した。このタイムテーブルは同総会において採択され、IOSCO は、この目的を達成するために、技術的な支援を含むさまざまな手段をメンバーに提供することを表明している。IOSCO ウェブサイトの署名者リストによれば、2008 年 4 月末現在、署名当局は 47、コミットメントを表明しているメンバーは 17 となっている（巻末の〈資料 2〉を参照）。

マルチ MOU の内容であるが⁷、まず冒頭で、この覚書の目的が、「証券市場およびデリバティブ市場において増加している国際的な活動、それに伴って必要となる、IOSCO メンバー国の証券法や規制の遵守を確実にするために…それぞれの国・地域において当局が委ねられている機能を容易に発揮できるようにするための最大限の支援を互いに提供しあうこと」にあるとされ、続いて、用語の定義が行なわれた後、以下のような項目が覚書の内容として掲げられている。

- ◆ 相互支援および情報交換に係わる一般原則
- ◆ 支援の範囲
- ◆ 支援要請

⁵ 署名手続き、コミットメント、遵守状況のモニター、審査のための質問表については、マルチ MOU の付録 B に掲載されている。また、コミットメントを表明した IOSCO メンバーのリストは、同じく付録 B の付属資料として掲載されている。

⁶ IOSCO Press Release, "Final Communique of the XXXth Annual Conference of the International Organization of Securities Commissions", 7 April 2005.

⁷ マルチ MOU（本文）の翻訳を〈資料 1〉として巻末に掲げたので、参照されたい。

- ◆ 支援要請の履行
- ◆ 情報利用の許容範囲
- ◆ 機密保持
- ◆ 相互支援および情報交換に関する協議
- ◆ 自主的な支援 (Unsolicited Assistance)

(1) 相互支援および情報交換に係わる一般原則

まず、この覚書が、法的拘束力を持ち国内法に優先するという性格のものではなく、相互支援と情報交換に関する当局の意向を表明するものであること、相互支援と情報交換に際して国家機密あるいは法律や規則がそれを阻害することはないということを当局がはっきりと表明すること、情報を取得する手段については覚書に特定するが、それ以外の手段については公認も禁止もしないこと、この覚書をもとにした相互支援や情報交換の当事者は当局に限られること、支援要請は、被要請当局によって拒否されることもありうるが、その場合には、被要請当局は支援の供与が出来ない理由を提示し、要請当局と協議を行なうことなどが一般原則として掲げられている。

(2) 支援の範囲

次に、支援の範囲について覚書は、当局は、各当局の法律や規則の遵守を確保するために許容される全面的な支援を提供しなければならないとしている。続いて覚書は、利用可能な支援を具体的に列挙しているが、これに限定されるものではないことも明記されている。

(3) 支援要請および支援要請の履行

支援要請の手続きについては、IOSCO によって承認された様式による書面を被要請当局の窓口を送付することによって行なうとされている。また、支援要請に盛り込むべき内容についても具体的に特定している。

要請を受けた当局は、要請に応じて被要請当局に保管されている文書や情報を要請当局に提供するほか、要請当局が指定した人あるいは支援要請を受けた情報や文書を保持している人に対して覚書に利用可能な支援として掲げられている文書の作成、質問事項への回答、供述などを要請する。支援要請の履行は、原則として、被要請当局が定める手続きに従い、被要請当局が指名する人によって行なわれるが、被要請当局の管轄地域における法律・規則がそれを許容する場合には、要請当局の代理人が供述や証言の採取に立ち会うことも可能であるとしている。

(4) 情報利用の許容範囲

要請支援に応じて提供された非公開情報および非公開文書の利用については、要請当局は、要請に係わりのある法律・規則の遵守を確保するため等の支援要請に掲げられた目的、あるいは、支援要請に掲げられている情報利用の一般的な枠組みの範囲内での目的に限って、利用することが出来るとしている。要請当局がこの目的以外で情報を利用しようとする

る場合には、被要請当局の同意を得る必要がある。

(5) 機密保持

要請当局および被要請当局はともに、原則として、支援要請、支援要請の内容、当局間の協議、自主的な支援等、この覚書の下で生じるあらゆる事柄について機密扱いとすることを求められている。ただし、被要請当局が支援要請を実施するに当たり開示を義務付けられている場合には、要請当局と協議の上、支援要請があったという事実を開示することになる。また、要請当局は、原則として、この覚書のもとで受け取った非公開文書および情報を開示することはない。

(6) 相互支援および情報交換に関する協議

当局は、その運営を改善し、発生する可能性のある問題を解決する上での共通の関心事について定期的に協議を行なうこととされている。とりわけ、市場・事業環境・規制面における大きな変化、当局の意欲・能力面における明らかな変化等の状況が生じた場合にはその都度協議を行なうことになる。

(7) 自主的な支援

各当局は、事前の要請がなくとも、他の当局の管轄地域において適用される法律および規則の遵守を確保するうえで当該当局の支援になると考えられる情報を提供するために、相応の努力を払うこととされた。

以上

<資料 1 >

「各国証券監督当局間の協議、協力および情報交換に関する多国間覚書」

目的

この IOSCO 多国間覚書の署名国は；

証券市場およびデリバティブ市場において増加している国際的な活動、それに伴って必要となる、IOSCO メンバー国の証券法や規制の順守・執行を確実にするためのメンバー国相互の協力や協議を考慮して；

IOSCO メンバー間の協力拡大の重要性を謳った 2001 年 9 月 11 日のイベントを考慮して；

法律や規則の遵守を促しあるいは確実にするために、それぞれの国・地域において当局が委ねられている機能を容易に発揮出来るようにするための最大限の支援を互いに提供しあうことを望んで；

以下のような合意に達した：

定義

この IOSCO 多国間覚書の目的のために：

1. 「当局 (Authority)」とは、付録 A に掲げた監督官 (regulators) であって、付録 B で説明した手続きに沿ってこの覚書に署名したものを指す。
2. 「被要請当局 (Requested Authority)」とは、この覚書のもとで支援要請を受けた当局を指す。
3. 「要請当局 (Requesting Authority)」とは、この覚書のもとで支援要請を行なった当局を指す。
4. 「法律および規則 (Laws and Regulations)」とは、当局の管轄地域の法律の規定、それに従って公布された規則、以下に関して当局の権限内に属する規制基準

(regulatory requirements) を指す：

- a. インサイダー取引、市場操作、重要情報の虚偽表示、証券あるいはデリバティブにかかわる詐欺的・操作的慣行、勧誘慣行、投資家の資金および顧客注文の操作を含む；
- b. 登録、発行、売り出し、ないしは証券およびデリバティブの販売、それに係わる報告要件（義務）；
- c. 認可あるいは登録が必要とされる投資アドバイザーあるいは取引アドバイザーを含む市場仲介者、集合投資スキーム、ブローカー、ディーラー、証券代行；
- d. 市場、取引所、清算・決済機関。

5. 「人 (person)」とは、自然人あるいは法人、あるいは非法人機関または非法人団体を指し、会社およびパートナーシップを含む。

相互支援および情報交換

6. 相互支援および情報交換に係わる一般原則

- (a) この覚書は、当局の管轄地域の法律および規則の遵守を促し、それを確かなものにするという目的のための、相互支援と情報交換に関する当局の意向を示したものである。この覚書の規定は、法的拘束力のある義務を付与しようとするものではなく、また、国内法に優先することを意図するものでもない。
- (b) 当局は、いかなる国家機密 (domestic secrecy)、あるいは、ブロックするような法律 (blocking laws) または規則であっても、7 (b)に掲げた要請当局への情報収集と提供を阻害することはないことを明言する。
- (c) この覚書は、管轄地域で適用されている法律や規則の施行を促進あるいは遵守するために必要な情報を取得するために、この中で特定された手段以外の手段を採用することについて、公認あるいは禁止するものではない。
- (d) この覚書は、当局以外のいかなる人に対しても、この覚書のもとに、直接・間接に情報を入手し、差し止め、削除し、あるいは、支援要請の履行に挑戦する権利ないしは能力を付与するものではない。
- (e) 当局は、各々の管轄地域で適用される法律や規則の施行や遵守の確保を目的とする相互支援および情報交換の重要性和望ましさについて十分認識している。支援要請は、被要請当局によって拒否されることもあり得る：
 - (i) 当該要請が、被要請当局に対して、国内法に違反するようなやり方で

行動することを求めるものである場合；

- (ii) 刑事訴訟が、同一の事実をもとに、同一の人に対して、被要請当局の管轄地域内ですでに開始されている場合、あるいは、同一の人がすでに、被要請当局の管轄地域の関係当局によって、同じ容疑で刑罰の対象とされている場合。ただし、要請当局によってすでに開始された訴訟で追及されている救済や制裁が、非要請当局の管轄地域で得られる救済や制裁と同じ性質のものではない、あるいは、よく似たものではないことを被要請当局が立証できる場合はその限りではない。
- (iii) 要請がこの覚書に沿ってなされたものではない場合；あるいは
- (iv) 公益あるいは絶対必要な国益（essential national interest）に基づいてなされたものではない場合。

支援要請が拒否された場合、あるいは、支援が国内法のもとで可能ではない場合には、被要請当局は、支援の供与が出来ない理由を提示し、パラグラフ 12 にしたがって協議することになるだろう。

7. 支援の範囲

- (a) 当局は、互いに、この覚書の枠内で、各当局の法律や規則の遵守を確保するために許容される全面的な支援を提供する。
- (b) この覚書のもとで利用可能な支援は以下を含むが、これに限定されるものではない：
 - (i) 支援要請事項に関する情報および被要請当局のファイルに保存されている文書を提供すること；
 - (ii) 以下に掲げたような支援要請事項に関する情報および文書を入手すること；
 - 証券およびデリバティブの全取引を再現するのに十分な記録。これらの取引に係わる銀行やブローカーの口座に移管され、また、当該口座から引き出された全てのファンドや資産の記録を含む；
 - 以下を特定する記録：受益権所有者または支配者、個別の取引について、その口座の所有者；売買金額；取引頻度；取引価格；取引に係わった個人、銀行あるいはブローカーおよびブローカレッジ・ハウス；
 - 被要請当局の管轄地域において設立された非自然人の受益権を所有しないしは支配する人を特定する情報。

- (c) 調査中のある種の行為が、被要請当局の法や規則に抵触するものではないという事実に基づいて、支援が拒否されることはない。

8. 支援要請

- (a) 支援要請 (requests for assistance) は書面で、また、その時々 IOSCO によって承認された様式で行なわれ、被要請当局の窓口へ送付される。
- (b) 支援要請には、以下のようなものが含まれる：
 - (i) 要請の対象である調査の基礎をなす事実の説明、および、支援が求められる趣旨の説明；
 - (ii) 要請当局が求める支援の説明、および、求める情報が役に立つ理由についての説明；
 - (iii) 求めている情報あるいは文書を所有しているとされている人、あるいは、当該情報が入手できそうな場所に関して被要請当局の助けとなるような、要請当局に知られ、あるいは、所有されている全ての情報；
 - (iv) 情報の重要性 (sensitivity of the information) などの調査上の配慮の必要から、情報収集に当たって考慮に入れるべき予防措置 (precaution) の提示；
 - (v) 障害となっている法律・規則、および、要請の対象に関連のある法律・規則。
- (c) 緊急の場合においては、コミュニケーションが当初の署名文書を通じて確認されるとすれば、電話あるいはファックスによる要請支援へも有効である。

9. 支援要請の履行

- (a) 被要請当局のファイルに保管されている情報および文書は、要請に応じて要請当局へ提供される。
- (b) 要請に応じて、被要請当局は、(1) 要請当局に指定された人、または、(2) 要請を受けた情報ないしは文書を保持している人から、7(b)(ii)に特定された文書の作成を求めることになる。
- (c) 要請に応じて、被要請当局は、支援要請の対象である活動に直接・間接に携わっている人、あるいは要請の遂行に役立つ情報を持っている人に、質問への回答、および／または、供述（可能なら、宣誓証言）を求める。
- (d) 当局による別段の合意がない限り、この覚書のもとで要請される情報および文書は、被要請当局の管轄地域において適用される手続きにしたがって収集され、また、被要請当局に指名された人によって収集される。被要請当局の

管轄地域の法律および規則の下で許容される場合には、要請当局の代理人が供述や証言の採取に立会い、また、被要請当局の指定した代理人に対して、証人に対して要求するような質問を行なうこともある。

- (e) 緊急の場合においては、コミュニケーションが当初の署名文書を通じて確認されるとすれば、電話あるいはファックスによる要請支援への回答も有効である。

10. 情報利用の許容範囲

- (a) 要請当局は、この覚書の下での支援要請に応じて提供される非公開情報および非公開文書を、以下の目的に限って利用することが出来る。
 - (i) 要請に係わりのある法律や規則の遵守を確保するため等、支援要請に掲げられている目的；
 - (ii) 民事あるいは行政執行訴訟 (**civil or administrative enforcement proceedings**)、自主規制機関の監督ないしは実施活動の支援（それが、取引の監督あるいは要請の対象となる行為に含まれる限りにおいて）、刑事訴追、あるいは、それが要請当局の管理下にある法律や規則違反に関連するものであれば、要請において特定された規定違反に適用される一般経費 (**general charge**) 調査の実施等、支援要請に掲げられている情報利用の一般的な枠組みの範囲内での目的。この利用には、公表された執行訴訟が含まれる。
- (b) 要請当局が、上記10(a)に述べられている目的以外のために、この覚書の下で提供された情報を利用しようとする場合には、被要請当局の同意を得なければならない。

11. 機密保持

- (a) 各々の当局は、この覚書のもとで行われる要請、当該要請の内容、そして、当局同士あるいは当局間の協議や要請されない支援などこの覚書の下で発生するいかなる事柄についても機密扱いにすることになる。要請当局との協議の後、被要請当局は、当該開示が要請を実行するために義務付けられている場合には、要請当局が要請を行なったという事実を開示することになる。
- (b) 要請当局は、この覚書の下で受け取った非公開文書および情報については開示しない。ただし、上記10(a)で予定されている場合、および、法的強制力のある要求 (**legally enforceable demand**) に応える場合を除く。法的強制力のある要求の場合には、要請当局は、その要求に従う前に被要請当局に

通知し、そして、それが適切な法的除外（legal exemption）であること、あるいは、当該情報に関しての特典（privilege）であることを主張する。要請当局は、この覚書の下で受け取った非公開文書および情報の機密保持に最善を尽くすことになる。

- (c) 上記 10(a)(ii) にしたがって自主規制機関に情報を提供するのに先立ち、要請当局は、自主規制機関がこの覚書の 11(a) および (b) に定める機密保持規定を継続的に遵守することが出来、遵守するであろうこと、そして、情報がこの覚書の 10(a) に従う場合においてのみ利用され、競争上の優位性を確保するために利用されないことを確認することになる。

12. 相互支援および情報交換に関する協議

- (a) 当局は、その運営を改善し、発生するかもしれない問題を解決する上での共通の関心事について、この覚書にしたがって、定期的に協議を行なう。とりわけ、当局は、以下のような出来事が起こった場合には、協議することになる。
 - (i) この覚書の運用（operation）に影響がある場合の、市場、事業環境、あるいは規制における大きな変化；
 - (ii) この覚書の規定に取り組む当局の意欲あるいは能力面における明らかな変化；
 - (iii) その他、この覚書の目的を達成するために、協議を行ない、覚書を修正あるいは拡張することが必要とされるような全ての状況。
- (b) 要請当局および被要請当局は、この覚書にしたがって行われた特別の要請に係わる問題について、協議を行なう（たとえば、要請が拒否されそうな場合、あるいは、要請への対応に大きなコストがかかりそうな場合など）。これら当局は、それが被要請当局に対して法的権限を逸脱するよう求めることがない限り、さもなければ、被要請当局の管轄地域において適用されている法律によって禁止されない限り、要請当局の管轄地域の関係法にしたがって用語を定義する。その場合、要請および被要請当局は協議することになる。

13. 自主的な支援

各当局は、事前の要請なしで、他の当局に対して、その管轄地域において適用される法律および規則の遵守を確実なものにする上で当該当局の助けになると思われる情報を提供するために、相応の努力を払う。

雑則

1 4. 追加的当局 (Additional Authorities)

追加的 IOSCO 加盟国は、付録 B に記載された手続きに従って、この覚書の下における当局となる。新規の署名当局は、付録 A に署名することによって、この覚書に追加されることになる。

1 5. 発効日

この覚書に従った協力は、当局による署名の日をもって開始される。追加的当局については、覚書は、当該当局の付録 A の署名の日をもって発効する。

1 6. 終了

- (a) 当局は、他の当局に対して、少なくとも 30 日以前に書面を持って通知することにより、いつでもこの覚書への参加を終了することが出来る。
- (b) 付録 A に記載されている手続きを踏まえて、専門委員会、新興市場委員会および理事会の議長が、通知や聴取される機会を受けて、1 2 (a) (ii) に掲げたように、この覚書の規定に取り組む当局の意欲や能力に目立った変化が現れていると認めた場合には、理事会は、関係する地域委員会の議長との協議を経て、理事会によるレビューを前提に、当該当局の覚書への参加を終結させる。
- (c) 当局がこの覚書への参加を終了する場合には、この覚書にしたがった協力と支援は、当該当局が他の当局に対して、協力および支援を継続しないという意思を書面で通知した後 30 日を経過するまでは、継続される。いかなる当局であろうと終了通知を出す場合には、この覚書を踏まえた協力と支援は、当該通知の発効日（通知が送付された後の、通知に示された日）以前の支援要請あるいは提供された情報に関して、被要請当局が要請された支援事項を終了する時まで継続される。
- (d) 上記 1 6 (a) あるいは 1 6 (b) の何れであるにせよ、当局の覚書への参加終了の場合、この覚書の下で取得した情報は、上記 1 1 に記載したやり方で引き続き機密扱いとされ、そして、この覚書に基づく協力は、他の当局の間では継続される。

以上

<資料 2 >

マルチ MOU 署名当局リスト

Alberta Securities Commission (SC), **Alberta**
Australian Securities and Investments Commission (ASIC), **Australia**
Central Bank of Bahrain (CBB), **Bahrain, Kingdom of**
Banking, Finance And Insurance Commission, **Belgium**
Bermuda Monetary Authority, **Bermuda**
British Columbia Securities Commission (BCSC), **British Columbia**
Financial Services Commission of the British Virgin Islands, **British Virgin Islands**
China Securities Regulatory Commission, **China**
Czech National Bank, **Czech Republic**
Denmark Financial Supervisory Authority (Finanstilsynet), **Denmark**
Dubai Financial Services Authority (DFSA), **Dubai**
Financial Supervision Authority, **Finland**
Autorité des marchés financiers, **France**
Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BAFin), **Germany**
Capital Market Commission (CMC), **Greece**
Securities and Futures Commission, **Hong Kong**
Hungarian Financial Supervisory Authority, **Hungary**
Securities and Exchange Board of India (SEBI), **India**
Financial Supervision Commission, **Isle of Man**
Israel Securities Authority (ISA), **Israel**
Commissione Nazionale per le Società e la Borsa, **Italy**
Financial Services Agency (FSA), **Japan**
Jersey Financial Services Commission (FSC), **Jersey**
Jordan Securities Commission (JSC), **Jordan**
Lithuanian Securities Commission, **Lithuania**
Commission de surveillance du secteur financier of Luxembourg, **Luxembourg**
Securities Commission of Malaysia, **Malaysia**
Malta Financial Services Authority (MFSA), **Malta**
Comision Nacional Bancaria Y De Valores (CNBV), **Mexico**
Conseil déontologique des valeurs mobilières (CDVM), **Morocco**
The Netherlands Authority for the Financial Markets (AFM), **Netherlands, The**
Securities Commission of New Zealand (SC), **New Zealand**
Securities and Exchange Commission of Nigeria (NSEC), **Nigeria**

The Financial Supervisory Authority of Norway (Kredittilsynet), **Norway**
Ontario Securities Commission (OSC), **Ontario**
Polish Securities and Exchange Commission (PSEC), **Poland**
Comissão do Mercado de Valores Mobiliários (CMVM), **Portugal**
Autorité des marchés financiers, **Québec**
Monetary Authority of Singapore, **Singapore**
The National Bank of Slovakia, **Slovak Republic**
Financial Services Board (FSB), **South Africa**
Comisión Nacional del Mercado de Valores (CNMV), **Spain**
Securities and Exchange Commission, **Sri Lanka**
Capital Markets Board (CMB), **Turkey**
Financial Services Authority (FSA), **United Kingdom**
Commodity Futures Trading Commission (CFTC), **United States of America**
Securities and Exchange Commission (SEC), **United States of America**

マルチ MOU 付録 B に掲載の IOSCO メンバーリスト

The Austrian Financial Market Authority, **Austria**
Financial Supervision Commission (FSC), **Bulgaria**
Superintendencia de Valores y Seguros, **Chile**
Superintendencia General de Valores of Costa Rica, **Costa Rica**
Securities and Exchange Commission, **Cyprus, Republic of**
Securities & Exchange Commission of Ghana, **Ghana**
The Indonesian Capital Market Supervisory Agency (BAPEPAM), **Indonesia**
Financial Supervisory Commission / Financial Supervisory Service (FSC/FSS), **Korea**
Comisión Nacional de Valores, **Panama**
Comisión Nacional Supervisora de Empresas y Valores, **Peru**
Securities and Exchange Commission (SEC), **Philippines**
Swiss Federal Banking Commission, **Switzerland**
Financial Supervisory Commission of Chinese Taipei, **Chinese Taipei**
Securities and Exchange Commission of Thailand (SEC), **Thailand**
Conseil du marche financier of Tunisia, **Tunisia**